証券コード　9068
平成27年６月10日

株　主　各　位

横浜市中区南仲通二丁目15番地
丸全昭和運輸株式会社
代表取締役社長　浅　井　俊　之

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　横浜市中区尾上町一丁目８番地 関内新井ビル11階
関内新井ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役15名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.maruzenshowa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策により緩やかな回復基調で推移しましたが、消費税の増税に伴う駆け込み需要の反動、円安による原材料や物価の上昇懸念、さらには欧州経済の停滞や新興国経済の成長鈍化、一部地域における地政学的リスクによる世界経済への影響などもあり依然として先行き不透明な状況が続きました。

一方、物流業界におきましては、国際貨物の輸送量は船積み貨物、航空貨物とも輸入の取扱いが落ち込んでおり低調な状況が続きました。また国内貨物の輸送量も個人消費や住宅投資の落ち込みに歯止めがかからず減少幅が拡大してまいりました。さらにドライバー不足、同業者間の価格競争などの問題は継続しており、トラックの燃料価格はようやく改善されてきたものの引き続き厳しい経営環境が続きました。

このようななかで、当社グループは平成25年度を初年度とする３か年にわたる第五次中期経営計画を策定し実行に移しております。本計画では「グローバルな視点でサプライチェーンを最適化するロジスティクス・パートナー」を目指す姿とし、企業体質の変革と連結売上1000億円超を目標として掲げ、「１．売上の拡大　２．人材の育成　３．企業基盤の強化」の三点を重点施策として設定し収益目標の達成に向け取り組んでおります。当社グループは、この目標の必達をめざし、本計画２年目の当連結会計年度におきましては平成27年２月に日本電産グループの物流子会社である「日本電産ロジステック株式会社」の発行済株式の全てを当社が譲り受け、会社名を「丸全電産ロジステック株式会社」と改めて当社グループの一員に迎え入れました。これにより当社グループの国内、海外のネットワークが強化され、併せて日本電産グループに対し新たに物流を提供する機会も得ることができ、売上の拡大、企業基盤の強化をさらにはかることができました。

なお、丸全電産ロジステック株式会社の収益は当第４四半期連結会計期間から反映されております。以上により当連結会計年度の売上高は94,672百万円と前期比5.8％の増収、営業利益は4,770百万円と前期比11.2％の増益、経常利益は5,391百万円と前期比14.7％の増益、当期純利益は3,660百万円と前期比17.2％の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜物流事業＞

貨物自動車運送事業については、関東地区では産業用ガスと医薬品関連の新規受注があり、さらに高機能樹脂や日用雑貨、非鉄金属の取扱いの増加がありました。関西地区でも日用雑貨の取扱い増加があり、全体として増収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では建設機械の輸出取扱いの減少がありましたが、青果物や住宅関連、家電製品の輸入取扱いが増加となりました。中部地区ではステンレス増産に伴う沿岸荷役作業の増加もあり、全体として増収となりました。

倉庫業については、関東地区では産業用ガスと医薬品関連の新規受注があり、さらに日用雑貨や研磨材料の取扱いの増加がありました。関西地区でも日用雑貨の取扱い増加があり、全体として増収となりました。

鉄道利用運送事業については、関東地区での住宅建材などのJRコンテナの取扱いが減少し、全体として減収となりました。

その他の物流付帯事業については、外航船収入では東南アジア向けプラント案件や産業用ガスなどの取扱い増加に伴い、増収となりました。内航船収入では土砂運搬や石炭の内航回漕業務の増加により増収となりました。荷捌収入では医療用フィルムなどの取扱い業務の一部縮小があり減収となりましたが、全体としては増収となりました。

以上により、＜物流事業＞は前期比7.6％の増収となりました。

＜構内作業及び機械荷役事業＞

構内作業については、関東地区での鋼板やゴムの増産による取扱いの増加がありましたが、化成品関連の業務終了があり、中部地区でも塗料関連の業務終了があり、減収となりました。

機械荷役事業については、クレーン作業の取扱い減少やその他の機械作業の取扱いが減少し、減収となりました。

以上により、＜構内作業及び機械荷役事業＞は前期比1.7％の減収となりました。

＜その他事業＞

工事収入については、国内の移設案件の受注増加があり、増収となりました。売電収入については、太陽光発電が関西地区に続き鹿島地区でも始まり増収となりました。なお、地代収入については、契約形態の見直しがあり減収となりました。

以上により、＜その他事業＞は前期比3.4％の減収となりました。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

事業別	売上高		
	金額	前期比率	構成比率
	百万円	%	%
物流事業	78,122	7.6	82.5
構内作業及び機械荷役事業	13,739	△1.7	14.5
その他事業	2,809	△3.4	3.0
合計	94,672	5.8	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、輸送力強化・環境対応のための車輌・機械荷役装置への投資などであり、その総額は1,468百万円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式の取得状況

当社は、平成27年２月２日に日本電産ロジステック株式会社の全株式を取得し、会社名を丸全電産ロジステック株式会社に変更し連結子会社といたしました。

また、同日において同社の100％出資子会社である日本電産儲運（平湖）有限公司につきましても、会社名を丸全電産儲運（平湖）有限公司に変更し、連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区分	第110期 平成23年度	第111期 平成24年度	第112期 平成25年度	第113期（当連結会計年度） 平成26年度
売上高	87,121	86,164	89,486	94,672
経常利益	4,683	4,396	4,699	5,391
当期純利益	2,654	2,542	3,123	3,660
１株当たり当期純利益	29円32銭	28円40銭	34円90銭	40円90銭
総資産	94,165	99,185	108,116	116,037
純資産	55,569	58,841	61,985	67,379
１株当たり純資産額	619円83銭	656円37銭	691円63銭	751円95銭

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. １株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸十運輸倉庫株式会社	百万円 121	% 99.9	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全北海道運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全水戸運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全京浜物流株式会社	250	100.0	物流事業
丸全鹿島物流株式会社	130	100.0	物流事業
丸全中部物流株式会社	70	100.0	物流事業
丸全関西物流株式会社	150	100.0	物流事業
昭和物流株式会社	50	95.0	物流事業
昭和アルミサービス株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
ＳＡＳロジスティックス株式会社	150	100.0 (100.0)	物流事業
株式会社スマイルライン	35	100.0	物流事業
丸全京葉物流株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全港運株式会社	80	100.0	物流事業
丸全トランスパック株式会社	20	100.0	物流事業
丸全流通サービス株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全茨城流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全九州運輸株式会社	20	100.0	物流事業
武州運輸倉庫株式会社	90	100.0	物流事業
丸全中部流通株式会社	20	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全関西流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
鹿島タンクターミナル株式会社	1,000	93.5	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産ロジステック株式会社	250	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産儲運(平湖) 有限公司	2,400 (千米ドル)	100.0 (100.0)	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
マルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッド	3,600 (千米ドル)	100.0	物流事業

(注) 1．議決権比率の（　　）内は、間接所有割合の内数であります。
2．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社24社であり、持分法適用関連会社は２社であります。
3．当社は、平成27年２月２日に日本電産ロジステック株式会社の全株式を取得し、会社名を丸全電産ロジステック株式会社に変更し連結子会社といたしました。
また、同日において同社の100%出資子会社である日本電産儲運（平湖）有限公司につきましても、会社名を丸全電産儲運（平湖）有限公司に変更し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、円安や原油安の定着により設備投資の増加や個人消費の拡大が期待され景気は徐々に回復するものと思われます。しかしながら人件費、原材料費の上昇、さらには新興国経済の減速懸念、欧州の債務問題など世界経済の不透明感も多く、依然として予断を許さない状況にあります。

また物流業界におきましては、国際貨物の輸送量は船積み貨物の回復が予想されるものの国内貨物の輸送量は景気回復を受けた消費・生産関連貨物の増加は期待できますが建設関連貨物の落ち込みにより若干の減少が予想されております。

このような状況の下、当社グループは連結売上1000億円超を掲げた第五次中期経営計画の最終年度を迎えております。本年度は、丸全電産ロジステック株式会社を当社グループに迎え入れたことにより国内、海外のネットワークが一層強化されましたので、これまで得意先のニーズに対応できなかったエリアでの営業活動も可能となるため、これらのエリアでの新規得意先および既存得意先の新規業務の獲得に注力してまいります。また併せて日本電産グループ各社に対しても３PL業務を含む国内・海外物流の獲得に注力して売上げのさらなる拡大をはかり全力で収益目標の達成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・艀運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　社　横浜市中区南仲通二丁目15番地

支　店　鹿島支店（茨城県神栖市）　東京海運支店（東京都港区）
川崎支店（川崎市川崎区）　横浜海運支店（横浜市中区）
関東支店（横浜市中区）　中部支店(名古屋市中村区)
関西支店（大阪市北区）　東京事務所（東京都港区）

② 重要な子会社の本社

丸十運輸倉庫株式会社（東京都中央区）＊
丸全北海道運輸株式会社（北海道苫小牧市）
丸全水戸運輸株式会社（茨城県笠間市）
丸全京浜物流株式会社（横浜市旭区）
丸全鹿島物流株式会社（茨城県神栖市）
丸全中部物流株式会社（名古屋市中川区）
丸全関西物流株式会社（神戸市東灘区）
昭和物流株式会社（川崎市川崎区）
昭和アルミサービス株式会社（栃木県小山市）
ＳＡＳロジスティックス株式会社（栃木県小山市）
株式会社スマイルライン（千葉県船橋市）
丸全京葉物流株式会社（千葉県市原市）
丸全港運株式会社（横浜市中区）
丸全トランスパック株式会社（横浜市鶴見区）
丸全流通サービス株式会社（横浜市中区）
丸全茨城流通株式会社（茨城県神栖市）
丸全九州運輸株式会社（北九州市小倉北区）
武州運輸倉庫株式会社（千葉県船橋市）
丸全中部流通株式会社（名古屋市中村区）
丸全関西流通株式会社（大阪市北区）
鹿島タンクターミナル株式会社（茨城県神栖市）
丸全電産ロジステック株式会社（東京都港区）
丸全電産儲運（平湖）有限公司（中国浙江省）
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド
（米国カリフォルニア州）

＊丸十運輸倉庫株式会社は、平成27年５月９日付で東京都港区に移転しております。

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	2,369名	366名増
構内作業及び機械荷役事業	848名	3名減
その他事業	114名	5名減
全社（共通）	173名	11名増
合計	3,504名	369名増

（注）1. 使用人数は就業員数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて369名増加しましたが、そのうち349名は、平成27年２月２日付で丸全電産ロジステック株式会社ならびに丸全電産儲運（平湖）有限公司を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,063名	9名減	41.8歳	17.5年

（注）使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	7,473百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	6,173
株式会社みずほ銀行	3,435

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　197,000,000株
② 発行済株式の総数　98,221,706株
（自己株式7,060,935株を含んでおります。）
③ 株主数　5,389名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸全商事株式会社	8,229千株	9.02%
明治安田生命保険相互会社	6,095	6.68
株式会社横浜銀行	4,517	4.95
株式会社みずほ銀行	3,910	4.28
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,716	4.07
丸全昭和運輸取引先持株会	3,595	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,659	2.91
横浜振興株式会社	2,207	2.42
日本生命保険相互会社	2,010	2.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,800	1.97

（注）1. 当社は、自己株式を7,060,935株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年３月31日現在）

その他新株予約権等に関する重要な事項
平成26年２月17日開催の取締役会決議に基づき発行した、丸全昭和運輸(株)130%コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	50億円
各社債の金額	100万円の１種類
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成26年３月４日
償還の方法および償還日	平成31年3月29日に各社債の金額100円につき100円で償還。なお、本新株予約権付社債の要項に従い、繰上償還されることがある。
募集方法	一般募集
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。 ・転換価額　413円
新株予約権の行使期間	平成26年４月１日から平成31年３月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買い入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
転換社債型新株予約権付社債の残高	49億9,800万円

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野口正剛	
代表取締役社長	浅井俊之	
代表取締役専務	大西敬二	全部門統括 関東支店、川崎支店、機工部担当 営業本部長 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長
常務取締役	中村匡宏	経営企画部、総務部、経理部、人事部、関連事業部、情報システム部、物流品質環境部、ＡＥＯ総括管理室担当
常務取締役	鈴木紀義	横浜海運支店、東京海運支店、輸出梱包センター、通関・保税部、海外事業推進部、中国室、海外物流部、海外営業部担当
常務取締役	野口三郎	鹿島支店、成田物流センター担当 丸全茨城流通株式会社代表取締役社長、 鹿島タンクターミナル株式会社代表取締役社長
常務取締役	植山秀次	関西支店、中部支店担当
取締役	加山等	営業本部副本部長
取締役	中野正也	総務部長
取締役	鈴木秀明	中国室長 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド取締役社長 丸全電産儲運（平湖）有限公司董事長
取締役	石川健一	経理部長
取締役	髙橋秀一	海外営業部長
取締役	村田安通	内部監査室担当
取締役	内藤彰信	
常勤監査役	横田長生	協和合金株式会社社外監査役
常勤監査役	山形正治	
監査役	斎藤広志	株式会社三菱ＵＦＪトラスト投資工学研究所顧問
監査役	岡部眞純	弁護士

(注) 1．取締役内藤彰信氏は、社外取締役であります。
2．監査役横田長生、斎藤広志および岡部眞純の３氏は、社外監査役であります。
3．監査役山形正治氏は、平成10年以来、平成24年に常勤監査役に就任するまでの間、当社の経理部長ならびに財務担当の役付取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役内藤彰信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 平成26年６月26日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、取締役髙田　清、木下　勇、鈴木晴夫、今村哲三の４氏は、任期満了により退任いたしました。
(2) 平成26年６月26日開催の第112回定時株主総会において、新たに村田安通氏は取締役に選任され就任しました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	18名 (1)	278百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	33 (21)
合　　計	22	311

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組込み「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議をいただいております。
３．平成19年６月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
・取締役５名　　65百万円
・監査役１名　　２百万円　（監査役１名は社外監査役であります）

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
・ 常勤監査役横田長生氏は、協和合金株式会社の社外監査役であります。なお、当社は協和合金株式会社との間には特別な関係はありません。
・ 監査役斎藤広志氏は、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の顧問であります。なお、当社は株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	内藤彰信	18回	100.0%	― 回	― %
常勤監査役	横田長生	18	100.0	13	100.0
監査役	斎藤広志	18	100.0	13	100.0
監査役	岡部眞純	16	88.9	11	84.6

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役内藤彰信氏は、取締役就任以来、取締役会において経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。

常勤監査役横田長生氏は、株式会社横浜銀行の取締役常務執行役員として、監査役斎藤広志氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の常務取締役として、それぞれ経営に深く参画された経験に基づき、また、監査役岡部眞純氏は、長年にわたる弁護士としての活動から特にその法律的知識に基づき、客観的な監査の目をもった意見を述べるなど、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、それぞれの監査役は、経営トップならびに経営の中枢部門長等との定期的な意見交換会合を実施するとともに、適宜当社およびグループ会社の現場往査を行っており、定期的に開催される監査役会において、それらの活動結果ならびに監査に関する重要事項に係る協議および審議等を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②会計監査人に対する報酬等

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

新日本有限責任監査法人　40百万円

・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人　42百万円

(注) 1．当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

2．当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、M&Aにおける財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。

当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月１回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。

５．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。

６．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。

７．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。

８．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

９．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。

10．その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社ならびに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。

11．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役または監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

12．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

13．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役室の社員は、当社の全ての取締役および社員の指揮命令を受けないことを、職制規程に明記し、これを徹底する。

14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、または、取締役および社員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役または監査役会に報告する。

部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的又は必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役又は監査役会に報告するものとする。

15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規程を定め、グループ社内通報制度を整備運用する。社内通報制度の窓口となる部門は経営企画部とし、子会社の取締役、監査役および社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。

19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。

財務報告に係る内部統制と金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことにともない、平成27年5月7日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（2））の一つとして、平成26年５月９日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、平成26年６月26日開催の当社第112回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和６年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のＩＴ技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流は公益に深く関わる事業であることを自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、ＣＳＲへの取組みを実施していることにあると考えております。

まず、①の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする３ＰＬ（サードパーティーロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“ＭＬＰシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメードを実現し、お客様から高い評価を得ております。

次に②の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人材と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼をいただいております。

また、③のＣＳＲへの取組み強化では、内部統制システムの構築とともにＣＳＲ推進体制としてＣＳＲ推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、環境委員会、安全品質委員会を置き、ＣＳＲに関する整合性の取れた組織的な取組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1)本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められている手続きに従わなければならないものとします。

（ⅰ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を買付者等の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」を開始するものとします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（ⅰ）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ⅱ）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（ⅰ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以って満了するものとします。

株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ⅰ）買付者等が大規模買付等を中止した場合又は（ⅱ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、当社第112回定時株主総会において承認が得られましたので、当該有効期間を平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

Ⅳ．上記Ⅱ及びⅢの取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記Ⅱ及びⅢの取組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ１．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第112回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たことにより継続しておりますが、上記Ⅲ２．(3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続・変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ２．(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名以上により構成されます。また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ２．(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**38,387**	**流動負債**	**29,588**
現金及び預金	7,101	支払手形及び営業未払金	10,108
受取手形及び営業未収金	20,896	短期借入金	8,317
有価証券	6,899	１年内返済予定の長期借入金	4,477
貯蔵品	113	１年内償還予定の社債	29
前払費用	588	未払金	672
繰延税金資産	626	未払費用	1,689
その他	2,166	未払法人税等	1,199
貸倒引当金	△5	未払消費税等	1,126
固定資産	**77,649**	賞与引当金	1,367
有形固定資産	**48,635**	役員賞与引当金	3
建物及び構築物	24,658	その他	596
機械装置	2,304	**固定負債**	**19,069**
車両	670	社債	5,054
工具器具備品	63	長期借入金	8,669
土地	19,983	繰延税金負債	3,535
リース資産	913	役員退職慰労引当金	14
建設仮勘定	40	退職給付に係る負債	140
無形固定資産	**2,929**	資産除去債務	636
ソフトウェア	254	その他	1,018
のれん	2,049	**負債合計**	**48,658**
その他	625	（純資産の部）	
投資その他の資産	**26,085**	**株主資本**	**61,172**
投資有価証券	19,526	**資本金**	**9,117**
長期貸付金	598	**資本剰余金**	**7,849**
長期前払費用	70	**利益剰余金**	**46,683**
繰延税金資産	35	**自己株式**	**△2,477**
退職給付に係る資産	348	**その他の包括利益累計額**	**6,117**
その他	5,556	**その他有価証券評価差額金**	**6,131**
貸倒引当金	△50	**為替換算調整勘定**	**△98**
		退職給付に係る調整累計額	**84**
		少数株主持分	**89**
		純資産合計	**67,379**
資産合計	**116,037**	**負債及び純資産合計**	**116,037**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**94,672**
営業原価		**86,437**
営業総利益		**8,234**
販売費及び一般管理費		3,464
営業利益		**4,770**
営業外収益		
受取利息及び配当金	394	
持分法による投資利益	294	
雑収入	189	879
営業外費用		
支払利息	235	
雑損失	22	258
経常利益		**5,391**
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	58	
補助金収入	3	126
特別損失		
固定資産除売却損	28	
投資有価証券評価損	21	
減損損失	1	
固定資産圧縮損	3	54
税金等調整前当期純利益		**5,462**
法人税、住民税及び事業税		1,912
法人税等調整額		△114
少数株主損益調整前当期純利益		3,664
少数株主利益		4
当期純利益		**3,660**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	9,117	7,848	43,932	△2,474	58,424
会計方針の変更による累積的影響額			△196		△196
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,117	7,848	43,736	△2,474	58,227
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△729		△729
合併による増加			16		16
当期純利益			3,660		3,660
自己株式の処分		0		1	2
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	2,947	△3	2,944
平成27年３月31日　残高	9,117	7,849	46,683	△2,477	61,172

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日　残高	3,789	△178	△136	3,473	87	61,985
会計方針の変更による累積的影響額						△196
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,789	△178	△136	3,473	87	61,788
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△729
合併による増加				－		16
当期純利益				－		3,660
自己株式の処分				－		2
自己株式の取得				－		△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,342	79	221	2,644	1	2,645
連結会計年度中の変動額合計	2,342	79	221	2,644	1	5,590
平成27年３月31日　残高	6,131	△98	84	6,117	89	67,379

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社　24社

丸十運輸倉庫㈱、丸全水戸運輸㈱、丸全北海道運輸㈱、マルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッド、丸全京浜物流㈱、丸全中部物流㈱、丸全関西物流㈱、丸全鹿島物流㈱、丸全京葉物流㈱、昭和物流㈱、昭和アルミサービス㈱、ＳＡＳロジスティックス㈱、㈱スマイルライン、丸全港運㈱、丸全流通サービス㈱、丸全茨城流通㈱、丸全九州運輸㈱、武州運輸倉庫㈱、丸全関西流通㈱、丸全中部流通㈱、丸全トランスパック㈱、鹿島タンクターミナル㈱、丸全電産ロジステック㈱、丸全電産儲運(平湖)有限公司

当連結会計年度より、丸全京浜物流㈱（連結子会社）は、丸全川崎物流㈱（連結子会社）を、そして、丸全流通サービス㈱（連結子会社）は、丸全北関東流通㈱（非連結子会社）をそれぞれ吸収合併しております。

なお、株式取得により、丸全電産ロジステック㈱とその子会社である丸全電産儲運（平湖）有限公司を新たに連結の範囲に含めております。

(2)非連結子会社　11社

丸全川崎運輸㈱ 他　10社

非連結子会社11社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2.持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社　２社

国際埠頭㈱、丸全商事㈱

(2)持分法を適用しない非連結子会社または関連会社　15社

徐州丸全外運有限公司、丸全川崎運輸㈱ 他　13社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3)持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちマルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッド及び丸全電産儲運(平湖)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産

貯蔵品	主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③役員賞与引当金	国内連結子会社の一部は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計期間負担額を計上しております。
④役員退職慰労引当金	国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③連結子会社における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、10年で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が304百万円減少し、利益剰余金が196百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10百万円増加しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務（すべて財団抵当に係るもの）

建物及び構築物	1,596百万円	(1,596百万円)
機械装置	254百万円	(254百万円)
土地	3,072百万円	(1,525百万円)
計	4,924百万円	(3,376百万円)

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	901百万円	(689百万円)
長期借入金	3,429百万円	(3,012百万円)

上記のうち、（ ）内書は港湾運送事業、道路交通事業財団抵当権及び工場財団抵当権並びに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　61,261百万円

3. 圧縮記帳

当連結会計年度において、国庫補助金の受入れにより、建物について３百万円の圧縮記帳を行いました。なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	77百万円
機械装置	60百万円

4. 偶発債務

(1)保証債務額

㈱ワールド流通センター	254百万円
青海流通センター㈱	17百万円
計	272百万円

(2)受取手形裏書譲渡高　60百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式数	千株	千株	千株	千株
普通株式	98,221	－	－	98,221
合計	98,221	－	－	98,221
自己株式				
普通株式(注)	8,727	12	5	8,734
合計	8,727	12	5	8,734

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り12千株であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株と転換社債への充当4千株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	364,672千円	4.0 円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	364,647千円	4.0 円	平成26年９月30日	平成26年12月８日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	455,803千円	5.0 円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	446百万円
その他	192
繰延税金資産小計	639
評価性引当額	△13
繰延税金資産計	626
繰延税金資産（固定）	
退職給付に係る負債	47
資産除去債務	182
投資有価証券評価損	60
その他	148
繰延税金資産小計	439
評価性引当額	△186
繰延税金資産計	253
繰延税金負債（固定）	
固定資産買換圧縮積立金	△720
その他有価証券評価差額金	△2,825
資産除去債務に対応する除去費用	△71
退職給付に係る資産	△112
その他	△22
繰延税金負債計	△3,752
繰延税金負債の純額	△2,873

６．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業資金にかかる資金調達であり、長期借入金（原則として７年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

社債は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価　（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	7,101	7,101	－
(2) 受取手形及び営業未収金	20,896	20,896	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,331	22,331	－
(4) 支払手形及び営業未払金	(10,108)	(10,108)	－
(5) 短期借入金	(8,317)	(8,317)	－
(6) 社債	(5,084)	(5,574)	△490
(7) 長期借入金	(13,146)	(13,232)	△86

（＊）負債に計上されるものについては、（　）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格にないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債については１年内償還予定の社債29百万円が含まれています。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、長期借入金については１年内返済予定の長期借入金4,477百万円が含まれています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,094百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

７．賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、倉庫（土地を含む）を有しております。

平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は222百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
2,710	3,771

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	751円95銭
１株当たり当期純利益	40円90銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	35円84銭

９．その他の注記

（企業結合に関する注記）

取得による企業結合

当社は、平成26年12月17日開催の取締役会において、日本電産株式会社より日本電産ロジステック株式会社の株式全てを取得し、子会社化することを決議し、平成26年12月19日に株式譲渡契約を締結、平成27年２月２日に当該株式を取得いたしました。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称、事業の内容及び規模

名称　　日本電産ロジステック株式会社

事業内容　　総合物流業、包装資材・包装商品販売業

規模（平成26年３月期）

資本金　　250百万円

連結売上高　　6,888百万円

連結経常利益　　277百万円

② 企業結合を行った主な理由

日本電産ロジステック株式会社は、日本電産グループの物流業務を担ってきた会社であります。

当該会社の取得は、当社第５次中期経営計画の施策に合致するものであり、日本電産ロジステック株式会社が有する日本電産グループとの関係性及びノウハウに当社グループの経営資源を融合させることにより、今後一層、日本電産グループの物流効率化に貢献すると共に、当社グループの企業価値向上につながると予想しております。

③ 企業結合日

平成27年２月２日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 株式取得の相手先の名称

日本電産株式会社

⑥ 結合後企業の名称

丸全電産ロジステック株式会社（平成27年２月２日付で日本電産ロジステック株式会社より商号変更）

⑦ 取得した議決権比率

100％

⑧ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

（２）連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年１月１日から平成27年３月31日

（３）取得原価の算定等に関する事項

被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	5,000百万円
アドバイザリー費用等	40百万円
合計	5,040百万円

（４）取得資金の調達方法

自己資金により充当しております。

（５）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額　2,102百万円

②発生原因　期待される将来の超過収益力によるものです。

③償却方法及び償却期間　10年間にわたる均等償却

（６）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,792百万円
固定資産	1,762百万円
資産合計	4,555百万円
流動負債	1,426百万円
固定負債	189百万円
負債合計	1,616百万円

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**28,976**	**流動負債**	**23,901**
現金及び預金	2,231	営業未払金	8,304
受取手形	1,024	短期借入金	7,817
営業未収金	15,865	1年内返済予定の長期借入金	4,188
有価証券	6,099	1年内償還予定の社債	29
貯蔵品	92	リース債務	19
前払費用	335	未払金	418
繰延税金資産	358	未払費用	698
短期貸付金	918	未払法人税等	956
未収入金	152	未払消費税等	592
仮払金	19	預り金	116
立替金	782	前受収益	75
信託受益権	1,099	賞与引当金	683
貸倒引当金	△3	**固定負債**	**16,807**
固定資産	**71,565**	社債	5,054
有形固定資産	**39,923**	長期借入金	7,568
建物	19,424	リース債務	22
構築物	1,038	繰延税金負債	3,372
機械装置	1,946	長期未払金	68
車両	207	資産除去債務	482
工具器具備品	31	その他	238
土地	17,213	**負債合計**	**40,709**
リース資産	40	（純資産の部）	
建設仮勘定	20	**株主資本**	**54,006**
無形固定資産	**808**	**資本金**	**9,117**
借地権	415	**資本剰余金**	**7,845**
商標権	1	資本準備金	7,842
電話加入権	8	その他資本剰余金	2
施設利用権	20	**利益剰余金**	**38,926**
ソフトウェア	244	利益準備金	1,658
ソフトウェア仮勘定	117	その他利益剰余金	37,268
投資その他の資産	**30,834**	特定資産買換圧縮積立金	1,517
投資有価証券	15,914	退職給与積立金	300
関係会社株式	9,330	別途積立金	32,493
出資金	31	繰越利益剰余金	2,957
関係会社出資金	315	**自己株式**	**△1,883**
長期貸付金	745	**評価・換算差額等**	**5,826**
長期前払費用	66	その他有価証券評価差額金	5,826
前払年金費用	188	**純資産合計**	**59,833**
差入保証金	1,528		
有期年金保険	2,707		
その他	143		
貸倒引当金	△137		
資産合計	**100,542**	**負債及び純資産合計**	**100,542**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**78,081**
営業原価		**72,004**
営業総利益		**6,076**
販売費及び一般管理費		2,078
営業利益		**3,998**
営業外収益		
受取利息及び配当金	542	
雑収入	123	665
営業外費用		
支払利息	185	
雑損失	16	202
経常利益		**4,461**
特別利益		
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	58	
補助金収入	3	93
特別損失		
固定資産除売却損	25	
投資有価証券評価損	21	
減損損失	0	
固定資産圧縮損	3	50
税引前当期純利益		**4,504**
法人税、住民税及び事業税		1,530
法人税等調整額		△92
当期純利益		**3,066**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
		資本剰余金			利益剰余金							
						その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定資産買換圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日 残高	9,117	7,842	1	7,844	1,658	1,479	300	30,693	2,650	36,781	△1,879	51,864
会計方針の変更による累計的影響額				―					△192	△192		△192
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,117	7,842	1	7,844	1,658	1,479	300	30,693	2,458	36,589	△1,879	51,671
事業年度中の変動額												
特定資産圧縮積立金の取崩				―		△35			35	―		―
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				―		73			△73	―		―
剰余金の配当				―					△729	△729		△729
別途積立金の積立				―				1,800	△1,800	―		―
自己株式の処分			0	0						―	1	2
自己株式の取得				―						―	△4	△4
当期純利益				―					3,066	3,066		3,066
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				―						―		―
事業年度中の変動額合計	―	―	0	0	―	38	―	1,800	499	2,337	△3	2,335
平成27年３月31日 残高	9,117	7,842	2	7,845	1,658	1,517	300	32,493	2,957	38,926	△1,883	54,006

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日 残高	3,630	3,630	55,494
会計方針の変更による累積的影響額		―	△192
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,630	3,630	55,301
事業年度中の変動額			
特定資産圧縮積立金の取崩		―	―
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額		―	―
剰余金の配当		―	△729
別途積立金の積立		―	―
自己株式の処分		―	2
自己株式の取得		―	△4
当期純利益		―	3,066
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,196	2,196	2,196
事業年度中の変動額合計	2,196	2,196	4,531
平成27年３月31日 残高	5,826	5,826	59,833

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2)たな卸資産

貯蔵品	最終仕入原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法）を採用しております。
(2)　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき償却しております。
(3)　リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2)　賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生事業年度の翌年度から費用処理することとしております。
また、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。
また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が298百万円減少し、繰越利益剰余金が192百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9百万円増加しております。

３．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

建物	397百万円	（397百万円）
土地	2,408百万円	（861百万円）
計	2,806百万円	（1,258百万円）

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	738百万円	（526百万円）
長期借入金	2,418百万円	（2,001百万円）

上記のうち、（ ）内書は港湾運送事業及び道路交通事業財団抵当並びに当該債務を示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　47,160百万円

３．圧縮記帳

当期において、国庫補助金の受入れにより、建物について３百万円の圧縮記帳を行いました。なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物	77百万円
機械装置	60百万円

４．偶発債務

(1) 保証債務額

下記の会社の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。

昭和物流㈱	280百万円
㈱ワールド流通センター	254百万円
丸十運輸倉庫㈱	150百万円
武州運輸倉庫㈱	120百万円
丸全京葉物流㈱	78百万円
丸全水戸運輸㈱	38百万円
昭和アルミサービス㈱	30百万円
青海流通センター㈱	17百万円
ＳＡＳロジスティックス㈱	8百万円
計	978百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高　60百万円

５．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,320百万円
長期金銭債権	416百万円
短期金銭債務	1,910百万円
長期金銭債務	3百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,156百万円
仕入高	16,322百万円
営業取引以外の取引高	237百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	7,053千株	12千株	5千株	7,060千株
合計	7,053千株	12千株	5千株	7,060千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り12千株であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株と転換社債への充当4千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	(百万円)
賞与引当金	225
未払事業税	79
その他	53
繰延税金資産計	358
繰延税金資産(固定)	
資産除去債務	155
投資有価証券評価損	60
その他	117
繰延税金資産小計	333
評価性引当額	△152
繰延税金資産計	181
繰延税金負債(固定)	
前払年金費用	△60
固定資産買換圧縮積立金	△720
その他有価証券評価差額金	△2,702
資産除去債務に対応する除去費用	△69
繰延税金負債計	△3,554
繰延税金負債の純額	△3,014

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	656円35銭
１株当たり当期純利益	33円64銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	29円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

丸全昭和運輸株式会社
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　田　弘　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

丸全昭和運輸株式会社

取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　田　弘　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

特に記載すべき事項はありません。

平成27年５月14日

丸全昭和運輸株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　横　田　長　生　㊞

常勤監査役　山　形　正　治　㊞

監　査　役（社外監査役）　斎　藤　広　志　㊞

監　査　役（社外監査役）　岡　部　眞　純　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は455,803,855円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金４円とあわせまして、前期に比べ１円増配の９円となります。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,000,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,000,000,000円

第２号議案　取締役15名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役15名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	あさい　としゆき 浅井　俊之 (昭和20年６月27日生)	昭和43年３月　当社入社 平成８年10月　当社中部支店長 平成13年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 平成21年６月　当社代表取締役専務 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	59,000株
2	おおにし　けいじ 大西　敬二 (昭和22年12月21日生)	昭和45年３月　当社入社 平成16年４月　当社関西支店長 平成17年６月　当社取締役 平成19年６月　当社常務取締役 平成24年６月　当社代表取締役専務（現任） 〔重要な兼職の状況〕 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長	64,000株
3	なかむら　まさひろ 中村　匡宏 (昭和35年８月29日生)	昭和62年７月　当社入社 平成11年４月　当社経営企画室長 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役（現任）	1,103,000株
4	のぐち　さぶろう 野口　三郎 (昭和24年５月４日生)	昭和49年２月　当社入社 平成17年４月　当社鹿島支店長 平成19年６月　当社取締役 平成21年６月　当社常務取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 丸全茨城流通株式会社代表取締役社長 鹿島タンクターミナル株式会社代表取締役社長	57,000株
5	かやま　ひとし 加山　等 (昭和27年２月14日生)	昭和49年３月　当社入社 平成13年12月　当社物流企画部長 平成21年６月　当社営業開発部長 平成21年６月　当社営業本部副本部長（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任）	32,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	すずきひであき 鈴木秀明 (昭和27年11月23日生)	昭和53年３月　当社入社 平成20年６月　当社海外事業部長 平成20年６月　当社中国室長（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成25年４月　当社海外事業推進部長 〔重要な兼職の状況〕 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド取締役社長 丸全電産儲運(平湖）有限公司董事長	13,000株
7	のぐちまさよし 野口正剛 (昭和17年３月20日生)	昭和39年３月　当社入社 平成５年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成15年６月　当社代表取締役専務 平成17年６月　当社代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役会長（現任）	76,000株
8	なかのまさや 中野正也 (昭和28年７月２日生)	昭和52年３月　当社入社 平成17年４月　当社総務部長（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任）	23,000株
9	いしかわけんいち 石川健一 (昭和28年９月19日生)	昭和53年３月　当社入社 平成19年６月　当社経理部長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任）	11,000株
１０	たかはししゅういち 髙橋秀一 (昭和30年４月21日生)	昭和54年３月　当社入社 平成21年４月　当社海運業務二部長 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成25年４月　当社海外営業部長（現任）	13,000株
１１	むらたやすみち 村田安通 (昭和24年１月31日生)	昭和46年４月　昭和電工株式会社入社 平成18年１月　同社執行役員就任 平成22年１月　同社常務執行役員就任 平成23年３月　同社取締役 兼 常務執行役員就任 平成25年３月　昭光通商株式会社常勤監査役就任 平成26年３月　当社顧問 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社内部監査室長（現任）	10,000株
＊ １２	りゅうこうでんひでたか 龍康殿秀尊 (昭和32年５月10日生)	昭和56年３月　当社入社 平成23年４月　当社物流品質環境部長 平成24年４月　当社川崎支店長（現任）	11,351株
＊ １３	わかおまさみち 若尾正道 (昭和33年１月８日生)	昭和57年３月　当社入社 平成23年４月　当社関東支店長（現任）	5,135株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
＊ １４	おかだ ひろつぐ 岡田廣次 (昭和33年12月１日生)	昭和57年３月　当社入社 平成21年６月　中部支店支店長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 丸全中部流通株式会社代表取締役社長	5,861株
１５	ないとう あきのぶ 内藤彰信 (昭和23年12月12日生)	昭和46年４月　三菱商事株式会社入社 平成10年７月　米国CALIFORNIA OILS CORP.社長 平成14年６月　国際埠頭株式会社代表取締役社長 平成14年６月　株式会社ケー・エフ代表取締役社長 平成21年６月　国際埠頭株式会社顧問 平成23年６月　当社取締役（現任）	－

（注）１．＊印は、新任の取締役候補者であります。

２．野口三郎氏は、鹿島タンクターミナル株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と継続的な取引があります。その他の各候補者につきましては、当社との間に特別の利害関係はありません。

３．内藤彰信氏は、社外取締役の候補者であります。

４．内藤彰信氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

５．当社は、内藤彰信氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告中の「２．会社の現況（３）会社役員の状況」における「③社外役員に関する事項」の「ハ.責任限定契約の内容の概要」（13頁）に記載のとおりであります。また、同氏の再選が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定です。

６．当社は、内藤彰信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏の再選が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として継続する予定であります。

７．候補者15名のうち新任候補者龍康殿秀尊、若尾正道、岡田廣次の３氏を除く12名は、現在当社の取締役であり、当社における担当につきましては、事業報告中の「２．会社の現況（３）会社役員の状況」における「①取締役および監査役の状況」（11頁）に記載のとおりであります。

８．新任候補者であります龍康殿秀尊、若尾正道、岡田廣次の３氏が所有する株式数には、平成27年３月31日現在の当社従業員持株会における本人の持ち分をそれぞれ含めております。

９．内藤彰信氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

以　上

メ　　モ

第113回定時株主総会会場のご案内図

会場…横浜市中区尾上町一丁目８番地 関内新井ビル11階
関内新井ホール
電話　045－681－6763
○Ｊ　　Ｒ　　線／関内駅下車徒歩２分
○横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩１分
○みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分
○バ　　ス／市庁前下車徒歩１分

